

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について(概要)

1 変更理由等

(1) 理由

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率（以下「保険料率」という。）については、本年1月31日に開かれた東京都後期高齢者医療広域連合議会において決定をしたところである。

保険料率の決定に当たり保険料率の上昇抑制のため、令和4・5年度に引き続き各区市町村の一般財源を投入する特別対策を講じることとされたことに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）を変更する必要がある。

なお、この規約の変更については、地方自治法第291条の3第3項の規定により関係区市町村の協議によりこれを定め、東京都知事に届出をすることとなっており、この協議については、同法第291条の11の規定により関係区市町村の議会の議決を経なければならない。

(2) 主な内容

令和6・7年度の2年間の時限措置として、次に掲げる特別対策の項目及び負担割合を規約附則に規定する。

ア 審査支払手数料相当額

診療報酬明細書を審査し、医療給付費等の支払を行うための審査支払手数料を各区市町村が100%負担する。

イ 財政安定化基金拠出金相当額

東京都が設置する財政安定化基金（保険料の収納不足や医療給付費の増大による財源不足等に対応する。）への拠出は、国、東京都及び東京都後期高齢者医療広域連合（保険料）が3分の1ずつ拠出して積み立てることとなっているが、東京都後期高齢者医療広域連合分を各区市町村が100%負担する。

ウ 保険料未収金補填分相当額

保険料収納率が100%を下回る場合の不足分については、各区市町村が100%負担する。

エ 保険料所得割額減額分相当額

低所得者対策としての保険料所得割額軽減策の経費を各区市町村が100%負担する。

オ 葬祭費相当額

葬祭費事業に係る経費を各区市町村が100%負担する。

2 令和6・7年度保険料率

東京都後期高齢者医療広域連合が示した保険料率最終案により令和6・7年度の保険料率が決定となった（東京都後期高齢者医療広域連合 資料：別紙）。

一人当たりの平均保険料額は、令和6年度が110,156円、令和7年度が112,535円で、令和4・5年度の一人当たりの平均保険料額と比較すると令和6年度が5,314円、令和7年度が7,693円の増額となる。

※ 医療保険制度改正について

子育てを全世代で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することとなった。また、現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者医療支援金の伸び率が同じになるよう、後期高齢者負担率の設定方法の見直しが行われた。